

(令和3年6月11日提出)

令和3年6月議会定例会議案

新 潟 市

令和3年6月議会定例会議案

目 次

議案第45号	令和3年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第46号	新潟市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について	8
議案第47号	新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について	12
議案第48号	新潟市新津育ちの森条例の一部改正について	15
議案第49号	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について	18
議案第50号	新潟市市税条例等の一部改正について	21
議案第51号	新潟市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	26
議案第52号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	27
議案第53号	新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	30
議案第54号	新潟市救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	40
議案第55号	新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部改正について	43
議案第56号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	46
議案第57号	阿賀北広域組合の解散について	51
議案第58号	阿賀北広域組合の解散に伴う財産処分について	52
議案第59号	阿賀北広域組合の規約の変更について	55
議案第60号	新潟県公安委員会委員の推薦について	56
議案第61号	契約の変更について	57
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	58

報告第 1 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	59
報告第 2 号	事故繰越繰越計算書の報告について	65
報告第 3 号	予算繰越計算書の報告について	67

議案第 4 5 号

令和 3 年度新潟市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度新潟市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 0 4 4, 8 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 4, 6 7 9, 3 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		69,235,315	1,450,700	70,686,015
	2 国庫補助金	17,247,690	1,450,700	18,698,390
20 県支出金		23,972,522	68,280	24,040,802
	2 県補助金	8,309,913	68,280	8,378,193
22 寄附金		494,000	2,700	496,700
	1 寄附金	494,000	2,700	496,700
23 繰入金		126,609	100,000	226,609
	1 基金繰入金	126,609	100,000	226,609
24 繰越金		1	56,000	56,001
	1 繰越金	1	56,000	56,001
26 市債		46,685,400	1,367,200	48,052,600
	1 市債	46,685,400	1,367,200	48,052,600
歳 入 合 計		391,634,489	3,044,880	394,679,369

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		40,387,106	19,700	40,406,806
	1 総務管理費	36,069,941	19,700	36,089,641
3 民生費		122,193,649	124,180	122,317,829
	2 児童福祉費	45,127,225	49,800	45,177,025
	5 老人福祉費	25,179,812	74,380	25,254,192
4 衛生費		26,575,071	190,000	26,765,071
	1 保健衛生費	15,829,174	190,000	16,019,174
8 土木費		52,115,438	2,631,000	54,746,438
	2 道路橋りょう費	20,653,701	930,000	21,583,701
	4 都市計画費	25,664,414	1,480,000	27,144,414
	5 公園緑地費	2,561,868	221,000	2,782,868
10 教育費		57,607,436	80,000	57,687,436
	3 中学校費	14,635,083	80,000	14,715,083
歳 出 合 計		391,634,489	3,044,880	394,679,369

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校空調設備更新事業	77,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟駅付近連続立体交差事業	令和 4年度から 令和 6年度まで	11,559,500

第4表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校大規模改造事業費	80,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老人福祉施設整備事業費	17,600	普通貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	27,000	普通貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
道路橋りょう整備事業費	10,162,400	又は債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法	10,674,800	又は債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法
街路事業費	4,417,100	発行 (他	入れる場合 で、政府資	により、毎年度1期又は 2期に償還する。た	5,083,100	発行 (他	入れる場合 で、政府資	により、毎年度1期又は 2期に償還する。た
公園緑地整備事業費	416,000	の地方公 共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 において含 む。)	金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 において含 む。)	だし、財政の都合によ り据置期間中であつて も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。	515,400	の地方公 共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 において含 む。)	だし、財政の都合によ り据置期間中であつて も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。	

議案第 4 6 号

新潟市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

新潟市農業委員会の委員等の定数に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市農業委員会の委員等の定数に関する条例

新潟市各農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成 2 7 年新潟市条例第 6 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 2 項及び第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、新潟市農業委員会の委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（委員の定数）

第 2 条 委員の定数は、2 4 人以内とする。

（推進委員の定数）

第 3 条 推進委員の定数は、1 6 0 人以内とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「部会長」の次に「，部会長職務代理者」を加える。

別表第 1 中

「

農業委員会			
会長	月額	107,500円以内で、市長が別に定める額	
会長職務代理者	同	64,500円以内で、市長が別に定める額	
部会長	同	58,000円以内で、市長が別に定める額	
委員	同	43,000円以内で、市長が別に定める額	

を

」

「

農業委員会			
会長	月額	107,500円以内で、市長が別に定める額	
会長職務代理者	同	64,500円以内で、市長が別に定める額	
委員	同	43,000円以内で、市長が別に定める額	
農地利用最適化推進委員	同	40,000円以内で、市長が別に定める額	
部会長	同	58,000円以内で、市長が別に定める額	
部会長職務代理者	同	50,000円以内で、市長が別に定める額	

に、

「

<p>非常勤の顧問，参与 ，調査員，嘱託員及 びこれらの者に準ず る者</p>		
<p>農地利用最適化推 進委員</p>	<p>月額</p>	<p>40,000円以内で，市長が別に定 める額</p>
<p>上に掲げる以外の 者</p>		<p>報酬が日額の場合は13,000円を ，月額の場合は380,000円を超 えない範囲内において一般職の職員と の権衡を考慮して任命権者の定める額 。ただし，特に高度の専門知識等に基 づく業務を行う者で，上記の報酬区分 又は報酬額により難しいものについては 予算の範囲内において一般職の職員と の権衡を考慮して任命権者の定める額</p>

」

を

」

「

<p>非常勤の顧問，参与 ，調査員，嘱託員及 びこれらの者に準ず る者</p>		<p>報酬が日額の場合は13,000円を ，月額の場合は380,000円を超 えない範囲内において一般職の職員と の権衡を考慮して任命権者の定める額 。ただし，特に高度の専門知識等に基</p>
---	--	--

に改め，

	づく業務を行う者で、上記の報酬区分 又は報酬額により難いものについては 予算の範囲内において一般職の職員と の権衡を考慮して任命権者の定める額
--	--

」

同表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、備考1として次のように加える。

- 1 部会長及び部会長職務代理者とは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第16条に規定する部会以外の部会の会長及びその職務代理者をいう。

別表第2中

「

農業委員会		
会長	同	を
委員	同	

」

「

農業委員会		
会長	同	に改める。
委員	同	
農地利用最適化推進委員	同	

」

議案第 47 号

新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「別表第 4 3」を「別表第 4 のうち 2 の表」に改め、同条第 2 項中「別表第 4 1 及び 2 に掲げる」を「新津センター会議室等のうちの浴室の」に改める。

別表第 2 秋葉区小須戸健康センターの項を削り、同表秋葉区新津健康センターの項中「ドレミ館、個室、創作室、健康学習室」を「和室、健康学習室、浴室」に改める。

別表第 4 のうち 1 の表中「浴室・大広間使用料」を「浴室使用料」に改め、別表第 4 のうち 2 の表を削り、別表第 4 のうち 3 の表中

「

ドレミ館	2,000円	3,000円	4,000円	9,000円
------	--------	--------	--------	--------

を

」

「

和室 1	500円	1,000円	1,500円	3,000円
------	------	--------	--------	--------

に、

」

「

個室	500円	1,000円	1,500円	3,000円
----	------	--------	--------	--------

を

」

「

和室 2	500円	1,000円	1,500円	3,000円
和室 3	500円	1,000円	1,500円	3,000円
和室 4	500円	1,000円	1,500円	3,000円

に

」

改め、同表を別表第4のうち2の表とする。

第2条 新潟市地域保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第2号中「休日」の次に「(以下「休日」という。)」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「内の別表第4に掲げる施設(以下「新津センター会議室等」という。)」を「以下(新津センター)という。」に改め、同項第2号中「新津センター会議室等及び白根センター」を「新津センター」に改め、「月曜日」の次に「(その日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 白根センター 月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

第2条の3第2項中「新津センター会議室等」を「新津センター内の別表第4に掲げる施設(以下「新津センター会議室等」という。)」に改め、同項の表新津センター会議室等(浴室を除く。)の項中「午後10時」を「午後9時」に改める。

第3条ただし書中「別表4 1及び2に掲げる施設」を「新津センター会議室等のうちの浴室」に改める。

第4条第3号に次のただし書を加える。

ただし、新津センター会議室等(浴室を除く。)については、この限りでない。

第15条中「北区豊栄健康センター」の次に「新津センター」を加える。

第17条第2号中「白根センター」を「新津センター及び白根センター」に改める。

別表第4の見出し中「第2条の2」を「第2条の3」に改め、同表のうち2の表中「午後6時から午後10時まで」を「午後5時から午後9時まで」に、「午前9時から午

後10時まで」を「午前9時から午後9時まで」に改め、同表備考3中「利用時間以外の時間」の次に「（正午から午後1時までに限る。）」を加え、「その利用が午前9時以前のとき、又は正午から午後1時までのときは」及び「、午後5時から午後6時までのときは午後の欄に、午後10時以降のときは夜間の欄に」を削り、同表備考に次のように加える。

- 5 営利、宣伝又は営業上の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表及び備考1から備考4までに規定する使用料の額の2倍に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 秋葉区新津健康センターの指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市地域保健福祉センター条例の規定の例により行うことができる。

議案第 48 号

新潟市新津育ちの森条例の一部改正について

新潟市新津育ちの森条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新津育ちの森条例の一部を改正する条例

新潟市新津育ちの森条例（平成 16 年新潟市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民に対する」を「市民の交流の促進，」に，「子育てサークル等への支援を行い，並びに」を「子育てについての情報の提供を行うとともに，」に，「新潟市秋葉区程島 2009 番地」を「新潟市秋葉区程島 1979 番地 4」に改める。

第 2 条中第 3 号を削り，第 4 号を第 3 号とし，同条第 5 号中「3 歳以下の子」を「満 1 歳から小学校就学前までの幼児」に改め，同号を同条第 4 号とし，同条第 6 号を同条第 5 号とする。

第 2 条の 2 各号を次のように改める。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は，その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

第 2 条の 3 中「次に掲げるとおり」を「午前 9 時から午後 5 時まで」に改め，同条各号を削る。

第 3 条を次のように改める。

（施設）

第 3 条 育ちの森に，次に掲げる施設を置く。

- (1) あそびの広場
- (2) 保育ルーム

第3条の次に次の1条を加える。

(利用者の範囲)

第3条の2 育ちの森を利用できる者は、次のとおりとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(1) あそびの広場 小学校2年生までの者及びその保護者並びに妊婦及びその付添人

(2) 保育ルーム

ア 一時保育のための利用の場合 満1歳から小学校就学前までの幼児

イ ア以外の利用の場合(一時保育の利用者がいない場合に限る。) 小学校2年生までの者及びその保護者並びに妊婦及びその付添人

第4条を次のように改める。

(施設の利用)

第4条 育ちの森を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

第5条中各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、育ちの森の利用を許可しない。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条に次の1項を加える。

2 一時保育のための保育ルームの利用は、連続して2日以上又は1日4時間を超えて行うことができない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

第6条中「利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)」を「利用者」に改める。

第7条の3第2号中「施設等の利用の許可」を「この条例の規定による許可」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 一時保育のための保育ルームの利用につき、その利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

第8条の次に次の1条を加える。

(使用料の徴収期限)

第8条の2 使用料は、市長が保育ルームの利用を許可するときに徴収する。

第9条を次のように改める。

(使用料の還付)

第9条 既に収めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、一時保育のための保育ルームの利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者がその責めに帰すことのできない理由によって保育ルームを利用できなかったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	使用料の額
1人1時間につき	300円
備考	
1 利用時間が1時間に満たない場合は、これを1時間に切り上げる。	
2 1時間を超えて利用した場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。	

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 49 号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成 16 年新潟市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 新潟市白根地域生活センターの項中「食堂」を「多目的室」に改める。

別表第 3 新潟市小杉地区コミュニティセンターの項中「（その日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）」及び「（月曜日及び月曜日から連続する休日を除く。）」を削り、「午前 9 時から午後 10 時まで」を「午前 9 時から午後 9 時まで」に改める。

別表第 4 のうち 21 の表食堂の項中「食堂」を「多目的室」に改める。

第 2 条 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

新潟市曾野木コミュニティセンター	新潟市江南区曾野木 1 丁目 21 番 8 号	多目的ホール，交流スペース（子育て），交流スペース（土間ロビー），交流スペース（工作室），研修室，コミュニティルーム
------------------	-------------------------	--

別表第 3 新潟市潟東地域コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

新潟市曾野木コミュニティセンター	月曜日，休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
------------------	----------------------------------	------------------

別表第 4 中 53 の表を 54 の表とし，40 の表から 52 の表までを 1 表ずつ繰り下げ，

39の表の次に次の1表を加える。

40 新潟市曾野木コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
多目的ホール1	1時間につき	500
多目的ホール2	1時間につき	500
交流スペース（子育て）	1時間につき	400
交流スペース（土間ロビー）	1時間につき	300
交流スペース（工作室）	1時間につき	200
研修室	1時間につき	300
コミュニティルーム	1時間につき	300

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - （1）次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - （2）第1条の規定 令和4年4月1日
 - （3）第2条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

（準備行為）

- 2 新潟市白根地域生活センターの多目的室にかかる行為のうち、次の各号にかかる行為については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。
 - （1）指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し
 - （2）指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為
 - （3）利用者が行う利用の取止めの申出
 - （4）前3号に関し必要な手続き

(5) 前各号に定めるもののほか，利用に関し必要な行為

3 市長が行う新潟市曾野木コミュニティセンターの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定，利用者が行う利用の取止めの申出，新潟市曾野木コミュニティセンターの指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行前においても，改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

新潟市市税条例等の一部改正について

新潟市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第 1 条 新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 16 条第 1 号中「扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第 29 条の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 45 条の 8 第 3 項」を加える。

第 29 条の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改め、同条第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 45 条の 7 第 1 項第 1 号中「本条，次条第 2 項及び」を「この条，次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 45 条の 8 に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は，退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に

規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附則第3条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第4条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第14条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第78条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第40条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（新潟市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 新潟市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年新潟市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、新潟市市税条例第43条第10項の改正規定中「第321条の8第5

2項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第44条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第44条の2の改正規定中「第44条の2第4項」を「第44条の2第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第3条の2の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第1条中新潟市市税条例附則第4条の改正規定 令和4年1月1日
- (3) 第1条中新潟市市税条例第12条第2項、第16条第1号、第29条の3第1項及び附則第3条の3第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った第1条の規定による改正前の新潟市市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第29条の3第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う新条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第45条の8第3項の規定は、令和3年4月1日以後に行う新条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第45条の8第3項に規定する退職所得申告書に記載すべき事項の提供について適用する。
- 4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

新潟市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

新潟市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

新潟市固定資産評価審査委員会条例（平成 9 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り，第 5 項を第 4 項とし，第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し，提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 4 章 児童家庭支援センター（第 1 0 9 条—第 1 1 1 条）」を

「第 1 4 章 児童家庭支援センター（第 1 0 9 条—第 1 1 1 条）」
に改める。

第 1 5 章 雑則（第 1 1 2 条）」

第 3 0 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第 1 3 条第 3 項第 2 号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 3 8 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 5 8 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 9 2 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 9 5 条中「第 4 3 条の 5」を「第 4 3 条の 2」に改める。

第100条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

本則に次の1章を加える。

第15章 雑則

(電磁的記録)

第112条 児童福祉施設及びその職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の改正規定 令和4年4月1日

(経過措置)

2 令和3年7月1日から前項第1号に掲げる施行の日の前日までの間に、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、改正後の条例の規定の例により書面に代えて、電磁的記録により行っていた者は、改正後の条例の規定により電磁的記録を行っていたものとみなす。

3 第1項第2号の規定の施行の際現に乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」とい

う。)として勤務している者については、この条例による改正後の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院等の長とみなす。

議案第 5 3 号

新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 2 0 条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 多機能型事業所に関する特例（第 9 0 条—第 9 2 条）」を

「第 7 章 多機能型事業所に関する特例（第 9 0 条—第 9 2 条）」

第 8 章 雑則（第 9 3 条）

」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 8 章 雑則

（電磁的記録等）

第 9 3 条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 4 条第 1 項（第 5 5 条の 5、第 5 9 条、第 7 1 条、第 7 8 条、第 7 8 条の 2、第 8 1 条、第 8 1 条の 9 及び第 8 9 条において準用する場合を含む。）、第 1 8 条（第 5 5 条の 5、第 5 9 条、第 7 1 条、第 7 8 条、第 7 8 条の 2、第 8 1 条、第 8 1 条の 9 及び第 8 9 条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は当該通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2

4年新潟市条例第79号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準(第55条—第58条)」を
「第3節 運営に関する基準(第55条—第58条)
第4章 雑則(第59条)」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第59条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条(第58条において準用する場合を含む。))、第15条第1項(第58条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は入所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は当該入所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一

部改正)

第4条 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年新潟市条例第80号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関
する基準(第206条—第210条) 」を

「第18章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関
する基準(第206条—第210条) に

第19章 雑則(第211条) 」

改める。

本則に次の1章を加える。

第19章 雑則

(電磁的記録等)

第211条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これら
に類するもののうち，この条例の規定において書面(書面，書類，文書，謄本，抄本，
正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が
記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定
されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項，第4
4条の4，第49条第1項及び第2項，第95条，第95条の5，第123条，第1
49条，第149条の4，第159条，第159条の4，第172条，第185条，
第190条，第194条，第194条の12，第194条の20並びに第210条第
1項において準用する場合を含む。)，第15条(第44条第1項及び第2項，第4
4条の4，第49条第1項及び第2項，第78条，第95条，第95条の5，第11
0条，第110条の4，第123条，第149条，第149条の4，第159条，第
159条の4，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の1
2，第194条の20，第201条，第201条の11，第201条の22並びに第

210条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がい の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第81号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準(第11条―第61条)」を
「第3節 運営に関する基準(第11条―第61条)
第3章 雑則(第62条)」に改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第62条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、

副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項，第16条及び次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第82号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 多機能型に関する特例（第88条—第90条）」を
「第9章 多機能型に関する特例（第88条—第90条）
第10章 雑則（第91条）」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されて

いる又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（新潟市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 新潟市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第83号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第21条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され

ている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（新潟市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 新潟市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第84号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第19条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第9条 新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条

例第 8 5 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 設備及び運営に関する基準 (第 4 条—第 4 5 条)」を
「第 2 章 設備及び運営に関する基準 (第 4 条—第 4 5 条)
第 3 章 雑則 (第 4 7 条)」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 4 7 条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 0 条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成 2 6 年新潟市条例第 6 2 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業 (第 4 2 条—第 4 8 条)」を

「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

に改める。

第6章 雑則（第49条）

」

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、改正後の条例の規定の例により書面に代えて、電磁的記録又は電磁的方法（以下この項において「電磁的記録等」という。）により行っていた者は、改正後の条例の規定により電磁的記録等を行っていたものとみなす。

議案第 5 4 号

新潟市救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（就業環境の整備）

第 9 条の 2 救護施設等は，利用者に対し適切な処遇を行う観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 9 条の 3 救護施設等は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する処遇を継続的に行うための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の

変更を行うものとする。

第10条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「近隣住民」を「地域住民」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第20条第2項を次のように改める。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第9条の3の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第20条第2項（第28条、第34条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 5 5 号

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部改正について

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部を改正する条例

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例（平成 1 6 年新潟市条例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「次の表に掲げるとおり」を「午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで」に改め、同条の表を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

区分		使用料の額（円）	
花とみどり館	多目的ホール	午前	1,000
		午後	1,500
		全日	2,500
常設展示場	屋内	1 区画（3.33 平方メートル）につき年額	5,000
	下屋		3,500
	屋外	1 区画（12.7 平方メートル）につき年額	5,000
総合交流拠点施設	農産物等加工室	午前	3,000
		午後	5,000
		全日	8,000

	花き・花木展示直売室	全面利用する場合	全日	30,000
		半面利用する場合		15,000
	研修室	午前		1,000
		午後		1,500
		全日		2,500
	体験加工室	午前		2,000
		午後		3,000
		全日		5,000
市民農園		1平方メートルにつき年額		150
体験農園		1人又は1家族につき年額		1,200

備考

- 1 上表中「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。
- 2 午前及び午後の利用時間区分を継続して利用する場合（午後及び翌日午前の利用時間区分を継続して利用する場合を除く。）は、全日の利用時間区分とする。
- 3 利用時間が備考1に規定する時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 4 備考1に規定する利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1時間につき、午後の使用料の額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間未満の端数の時間があるときはこれを1時間とし、算出された使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数が50円未満であるときはこれを切り捨て、50円以上であるときはこれを100円に切り上げて計算する。
- 5 備考4に規定する利用時間以外の時間は、次のとおりとする。
 - (1) 午前の利用時間区分から継続して利用する正午から午後1時までの時間
 - (2) 午後の利用時間区分に継続して利用する正午から午後1時までの時間

(3) 午前の利用時間に継続して利用する前日午後5時から午前9時までの時間

(4) 午後又は全日の利用時間区分から継続して利用する午後5時から翌日午前9時までの時間

6 営利、宣伝又は営業上の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表及び備考4に規定する使用料の額の2倍（入場料、会費又はこれに類する料金を徴収し、かつ市外に住所を有するものが利用する場合は3倍）に相当する額とする。

7 営利、宣伝又は営業上の目的としないで入場料、会費又はこれに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、上表及び備考4に規定する使用料の額の2倍に相当する額とする。

8 市民農園の使用料の額に10円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 5 6 号

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

5 9 新潟都市計画坂井地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

(1) 新潟都市計画坂井地区地区計画の計画図に表示する A 地区（以下「坂井 A 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 1 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(2) 新潟都市計画坂井地区地区計画の計画図に表示する B 地区（以下「坂井 B 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 2 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(3) 新潟都市計画坂井地区地区計画の計画図に表示する C 地区（以下「坂井 C 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 3 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

別表第 1 に次のように加える。

坂井地区地区計画	新潟都市計画坂井地区地区計画の区域 において地区整備計画が定められてい
----------	--

る区域

別表第2市場周辺地区地区計画区域の項ア欄ただし書中「①街区」を「A街区」に改め、同欄(7)を同欄(11)とし、同欄(6)の次に次のように加える。

(7) 寄宿舍

(8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートル以内のもの

(9) 展示場その他これに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル以内のもの

(10) 集会場

別表第2に次のように加える。

坂井地区地区計画区域	1 坂井A地区内に建築してはならない建築物(1)法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの	坂井C地区内にあるのは、この限りではない。(1) 0.5	坂井C地区内にあっては、135平方メートル。ただし、次に掲げるものは、この限りではない。(1) 0.5	坂井B地区内に及び坂井C地区内にあるのは、道路境界線及び隣地境界線からは0.5	坂井C地区内にあっては、10メートルを超えてはならない。ただし	坂井B地区内に及び坂井C地区内にあるのは、道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。ただし	坂井C地区内にあるのは、6メートル以下。ただし、築山等はこの限りでない。	坂井C地区内にあるのは、10分の5を超えてはならない。
------------	---	------------------------------	---	---	---------------------------------	--	--------------------------------------	-----------------------------

(2)
新潟市
ラブホ
テル建
築等規
制条例
第2条
第2号
に掲げ
るラブ
ホテル
2 坂井B
地区内に
建築して
はならな
い建築物

(1)
法別表
第2 (ほ) 項
に掲げ
るもの

(2)
法別表
第2 (

派出
所,
公衆
電話
所そ
の他
これ
らに
類す
る公
益上
必要
な建
築物
の土
地

ル。た
だし,
独立し
た自動
車車庫
及び物
置で軒
の高さ
が3メ
ートル
以下の
ものは
, この
限りで
ない。

(2)
土地
区画
整理
事業
の換
地処
分に
より

, 高さ
1メー
トル以
下のも
の又は
フェン
ス等で
透視が
可能な
形状の
ものは
, この
限りで
ない。

に) 項
第 3 号
から第
6 号ま
でに掲
げるも
の
3 坂井 C
地区内に
建築して
はならな
い建築物
法別表
第 2 (い
) 項に掲
げる以外
のもの

生ず
る土
地で
、同
一人
が使
用し
、又
は収
益す
るこ
とが
でき
る権
利を
有し
てい
る連
続し
たす
べて
の土
地を
13
5平

			方メ ート ル以 上ご とに 分割 して 生じ た残 りの 土地 (3) 土地 区画 整理 事業 の換 地処 分に より 生ず る一 筆の 土地					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

阿賀北広域組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により，令和 4 年 3 月 31 日
限りで阿賀北広域組合を解散するものとする。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 58 号

阿賀北広域組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により，阿賀北広域組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市の協議の上，定めるものとする。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

別紙

阿賀北広域組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により，阿賀北広域組合（以下「組合」という。）の解散に伴う財産処分について次のとおり定める。

1 土地及び建物

(1) 清掃センター

ア 清掃センターの土地及び建物は，当該土地及び建物の処分が完了するまでの間，組合の構成団体による共有とし，各構成団体の持分割合は次のとおりとする。

新潟市 100分の48.7

阿賀野市 100分の51.3

イ 土地及び建物に係る維持管理費等必要な経費は，アの持分割合により各構成団体が負担する。

ウ 土地及び建物の処分により生じた利益は，アの持分割合により各構成団体に配分する。

(2) 阿賀北葬斎場

ア 阿賀北葬斎場の土地及び建物は，組合の構成団体による共有とし，各構成団体の持分割合は次のとおりとする。

新潟市 100分の49.8

阿賀野市 100分の50.2

2 疑義等の協議

この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に記載のない事項については、
その都度協議の上、決定する。

令和 年 月 日

阿賀野市長 田 中 清 善

新潟市長 中 原 八 一

議案第 59 号

阿賀北広域組合の規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，阿賀北広域組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

阿賀北広域組合規約の一部を変更する規約

阿賀北広域組合規約（昭和 54 年 4 月 1 日新潟県指令地第 226 号許可）の一部を次のように変更する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 組合の解散に伴い生じる事務及び解散前に組合において処理した事務は，阿賀野市が承継する。

附 則

この規約は，新潟県知事の許可の日から施行する。

議案第 60 号

新潟県公安委員会委員の推薦について

次の者を新潟県公安委員会委員に推薦したいので、議会の同意を得たい。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

津野 敏江

議案第 6 1 号

契約の変更について

次のとおり契約を変更するものとする。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
市道葛塚南線橋 梁上部工事	変更前 298,167,100 円	新潟市中央区網川原 1 丁目 2 1 番 9 号 株式会社 越後交通鉄工所 新潟営業所 所長 山田 武司
	変更後 304,695,600 円	

諮問 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

伊藤 裕美子

古川 浩

関根 芳昭

福島 實

桑原 淳一

乙川 惣一

荻込 綾子

宇貝 博

報告第1号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

新潟市長 中原 八一

令和2年度 新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位:円)	
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	総務事務システム構築事業	33,000,000	29,229,000		21,921,000			7,308,000	
		旧新開地区集会所解体事業	13,000,000	13,000,000					13,000,000	
		古町呉妓継承支援事業	5,000,000	5,000,000					5,000,000	
		「世界津波の日」高校生サミット開催推進事業	18,666,000	18,666,000					18,666,000	
		テレワーク環境整備事業	492,500,000	492,500,000		369,375,000			123,125,000	
		公共施設感染症対策事業	512,000	512,000		384,000			128,000	
		旧礎保育園解体事業	31,000,000	31,000,000					31,000,000	
		歴史資料検索システム整備事業	4,457,000	4,457,000		3,342,000			1,115,000	
		備蓄物資整備事業	40,000,000	40,000,000		30,000,000			10,000,000	
		災害対策センサー機器整備事業	80,000,000	80,000,000		60,000,000			20,000,000	
		キャッシュレス納付導入事業	7,300,000	7,266,000		5,449,000			1,817,000	
		課税(所得)証明コンビニ交付導入事業	30,000,000	29,480,000		22,110,000			7,370,000	
		市民税オンラインシステム改修事業	56,000,000	55,990,000					55,990,000	
		税システム再構築に伴うデータ移行事業	46,500,000	46,489,000					46,489,000	
DVY等支援対象者情報連携システム改修事業	43,332,000	43,299,000					43,299,000			
3 戸籍住民基本台帳費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	7,400,000	7,400,000				7,400,000		
		戸籍情報システム等改修事業	6,523,000	6,523,000		2,409,000		4,114,000		
		セミセルフレジ導入事業	39,000,000	39,000,000		29,250,000		9,750,000		
		緊急小口特別貸付利用者支援給付金	217,000,000	197,934,996		148,451,000		49,483,996		
		母子福祉システム改修事業	6,215,000	6,187,500				6,187,500		
3 民生費	1 社会福祉費	新生児を対象とした臨時給付事業	30,000,000	28,745,000		21,558,000		7,187,000		
		児童手当システム改修事業	13,311,000	12,815,000				12,815,000		
		児童相談システム改修事業	2,970,000	2,970,000				2,970,000		
		子ども・子育て支援システム改修事業	13,388,000	8,136,000				8,136,000		
		新通ひまわりクラブ第2・3解体事業	18,200,000	17,287,000				17,287,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
		児童相談所庁舎整備改修事業	3,500,000	3,500,000				900,000
		私立保育園等整備事業	171,325,000	169,613,000	150,767,000	18,800,000		46,000
		旧めぐみ保育園解体事業	21,000,000	21,000,000				21,000,000
		旧中之口東ひまわりクラブ解体事業	23,000,000	23,000,000				23,000,000
3	障がい福祉費	障がい福祉サービスシステム改修事業	11,800,000	11,797,500	6,231,000			5,566,500
		障がい福祉サービスシステム改修事業	9,559,000	7,484,400				7,484,400
		障がい福祉施設整備事業	328,500,000	328,500,000	219,000,000	109,500,000		
5	老人福祉費	旧高齢者生きがいルーム弄築解体事業	8,000,000	8,000,000				8,000,000
		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	11,152,000	11,152,000	11,152,000			
		介護施設等の多床室個室化改修支援事業	15,950,000	15,950,000	15,950,000			
		広域型特別養護老人ホーム整備事業	1,170,000,000	1,170,000,000		1,170,000,000		
		小規模多機能型居宅介護事業所整備事業	89,600,000	89,600,000	67,200,000	22,400,000		
4	衛生費	入舟健康センター改修事業	30,000,000	30,000,000		23,800,000		6,200,000
		秋葉区新津健康センター改修事業	96,000,000	96,000,000	72,000,000			24,000,000
		不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業	4,800,000	4,800,000	2,400,000			2,400,000
		こども医療費助成システム改修事業	2,673,000	2,178,000				2,178,000
		乳幼児健康診査事業	4,200,000	4,200,000	2,337,000			1,863,000
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	4,470,304,000	4,420,773,085	4,420,773,085			
		妊婦乳幼児歯科健康診査事業	1,630,000	1,630,000	594,000			1,036,000
		青山斎場改修事業	51,000,000	51,000,000	38,200,000			12,800,000
		地域再生可能エネルギー導入促進事業	31,000,000	31,000,000			31,000,000	
2	清掃費	DV等支援対象者情報連携システム改修事業	7,260,000	7,260,000				7,260,000
		指定袋製作等事業	15,419,000	15,419,000				15,419,000
		清掃センター修繕事業	310,000,000	294,008,000				294,008,000
5	労働費	離職者等雇用事業所奨励金	120,000,000	40,500,000	30,375,000			10,125,000
		移住促進特別支援事業	10,700,000	1,500,000	1,125,000			375,000
6	農林水産業費	強い農業づくり交付金事業	101,388,000	101,388,000	63,375,000			38,013,000
		県営土地改良事業費負担金	339,100,000	339,100,000		339,100,000		

敬	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入		一般財源
						国県支出金	地方債	
		農道整備事業	19,194,000	19,194,000	5,759,000	6,000,000	6,420,000	1,015,000
		農村排水等整備事業	4,361,000	4,361,000				4,361,000
3	水産業費	漁港整備事業	175,673,000	161,842,000	66,196,000	95,500,000		146,000
7	商工費	西堀地下施設改修事業	39,000,000	39,000,000		35,100,000		3,900,000
		事業承継支援事業	10,000,000	9,999,000	7,499,000			2,500,000
		地域のお店応援商品券発行事業	1,210,000,000	1,139,225,000	873,916,899			265,308,101
		新しい観光スタイル検討・推進事業	50,000,000	48,700,000	36,525,000			12,175,000
		通勤機会縮減等に取組む市内企業支援事業	35,000,000	31,127,000	23,345,000			7,782,000
		新しいMICE誘致推進事業	70,000,000	70,000,000	52,500,000			17,500,000
2	工業費	コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証補助事業	15,000,000	15,000,000	11,250,000			3,750,000
		「新しい生活様式」対応ビジネス創出プラットフォーム構築事業	61,000,000	60,995,000	45,746,000			15,249,000
		地方創生アレーナ補助金	96,000,000	96,000,000	48,000,000			48,000,000
8	土木費	道路橋りょう工事平準化事業	317,300,000	270,655,000		245,000,000		25,655,000
		道路橋りょう事業	8,222,175,000	6,688,101,343	3,054,706,000	3,440,500,000		192,895,343
4	都市計画費	都市計画マスタープラン等改定事業	19,564,000	19,564,000				19,564,000
		新バスシステム改善事業	36,900,000	36,900,000	27,675,000			9,225,000
		(仮称)上所駅整備事業	92,400,000	92,400,000				92,400,000
		区バス車両感染対策事業	75,400,000	75,400,000	56,550,000			18,850,000
		バス交通改善事業	61,000,000	61,000,000	30,500,000	30,500,000		
		公共交通利用促進事業	47,000,000	47,000,000				47,000,000
		新潟駅周辺整備事業	8,281,957,000	6,555,790,549	3,574,423,000	2,951,200,000		30,167,549
		街路事業	122,139,000	122,139,000	51,070,000	71,000,000		69,000
		古町通7番町地区第一種市街地再開発事業補助金	571,939,000	571,939,000	284,630,000	287,300,000		9,000
5	公園緑地費	公園整備事業	160,000,000	142,000,000	69,000,000	69,000,000		4,000,000
		松くい虫防除事業	26,000,000	7,000,000				7,000,000
7	建築費	公共建築物保全適正化推進事業	2,430,000,000	2,346,914,000	150,000,000	1,623,200,000		573,714,000
		公共建築物特定天井安全対策事業	570,000,000	570,000,000		570,000,000		
9	消防費	消防署所感染症対策等事業	275,700,000	262,874,000	114,174,000	82,700,000		66,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
		防火水槽設置事業	12,200,000	12,200,000		12,200,000		
10 教育費	1 教育総務費	特別支援学校通学バス購入事業	40,000,000	40,000,000		30,000,000		10,000,000
	2 小学校費	GIGAスクール対応インターネット回線整備事業	15,199,000	15,199,000		11,399,000		3,800,000
		学校園における衛生用品等購入事業	118,400,000	118,400,000		59,200,000		59,200,000
		学校教育施設修繕事業	37,100,000	37,100,000		27,700,000		9,400,000
		旧太田小学校屋内体育館・プール解体事業	85,000,000	84,968,100				84,968,100
		特別教室空調設備整備事業	196,124,000	196,123,000		147,092,000		49,031,000
		小学校大規模改造事業	1,708,700,000	1,708,700,000		336,800,000	1,371,900,000	
3 中学校費		GIGAスクール対応インターネット回線整備事業	7,999,000	7,999,000		5,999,000		2,000,000
		教師用教科書・指導書購入事業	48,731,000	48,731,000				48,731,000
		指導者用デジタル教科書普及促進事業	117,126,000	117,126,000		87,844,000		29,282,000
		学校園における衛生用品等購入事業	60,800,000	60,800,000		30,400,000		30,400,000
		学校教育施設修繕事業	30,300,000	29,676,300			22,300,000	7,376,300
		特別教室空調設備整備事業	92,142,000	92,141,000		69,105,000		23,036,000
		中学校大規模改造事業	718,900,000	718,900,000		117,200,000	601,700,000	
4 高等学校費		GIGAスクール対応インターネット回線整備事業	481,000	481,000		360,000		121,000
		高等学校生徒情報管理システム再構築事業	23,000,000	23,000,000				23,000,000
		高等学校学習用端末整備支援事業	9,350,000	9,350,000		8,925,000		425,000
		教師用教科書・指導書購入事業	894,000	894,000				894,000
		指導者用デジタル教科書普及促進事業	2,127,000	2,127,000		1,595,000		532,000
		学校園における衛生用品等購入事業	6,800,000	6,800,000		3,400,000		3,400,000
5 幼稚園費		幼稚園のICT環境推進事業	4,900,000	4,900,000		3,675,000		1,225,000
		学校園における衛生用品等購入事業	3,800,000	3,800,000		1,900,000		1,900,000
6 特別支援学校費		GIGAスクール対応インターネット回線整備事業	321,000	321,000		240,000		81,000
		教師用教科書・指導書購入事業	883,000	883,000				883,000
		指導者用デジタル教科書普及促進事業	3,683,000	3,683,000		2,762,000		921,000
		学校園における衛生用品等購入事業	4,800,000	4,800,000		2,400,000		2,400,000
		特別支援学校大規模改造事業	386,100,000	386,100,000		53,800,000	332,300,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源		財源	
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
	7	生涯学習費 旧かたひがし生活体験館解体事業	33,000,000	33,000,000		9,200,000			23,800,000
	8	保健給食費 学校教育施設修繕事業	140,500,000	136,200,000		101,800,000			34,400,000
		計	35,718,196,000	31,993,761,773	6,231,000	15,328,857,984	13,710,500,000	37,420,000	2,910,752,789

報告第 2 号

事故繰越繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、事故繰越繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

令和2年度新潟市事故繰越繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
				支出済額	支出未済額				未収入特定財源	地方債	その他	
8	土木費	4 都市計画費	314,300,000	131,200,000	183,100,000		183,100,000		91,550,000			91,550,000
		万代5丁目地区まちなか再生建築物等整備事業補助金										
		計	314,300,000	131,200,000	183,100,000		183,100,000		91,550,000			91,550,000

報告第3号

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

新潟市長 中原 八一

令和2年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1	資本的支出	公共下水道建設事業	16,317,184,000	6,785,517,083	8,124,048,000	4,747,000,000	3,362,054,056	14,993,944	1,407,618,917	関係機関との調整等による。	

(水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	他事業負担金	内部留保資金			
1	資本的支出	基幹管路更新事業	3,845,623,175	2,855,826,675	989,560,000	499,000,000		490,560,000	236,500	関係機関との調整等による。	
		配水支管更新事業	3,001,371,010	2,678,989,876	314,490,000	117,000,000		197,490,000	7,891,134	関係機関との調整等による。	
		配水支管整備工事	29,559,768	8,054,768	21,505,000		12,194,000	9,311,000		他事業体工事との工程調整等による。	
		浄水場施設整備工事	307,085,139	64,414,139	242,671,000			242,671,000		多量の積雪に伴う工事の一時中止等による。	
		計	7,183,639,092	5,607,285,458	1,568,226,000	616,000,000	12,194,000	940,032,000	8,127,634		